

「パパ・ママ応援ショップ」協賛店舗などを募集します

県は、中学生までの子または妊娠中の方がいる家庭を対象に、商品を割引価格で購入できるなどの優待を受けられる「パパ・ママ応援ショップ」事業を始めます。市が窓口となつて、この事業の協賛店舗などを次のとおり募集します。詳しくはお尋ねください。

募集対象

市が配付する「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示した方に、代金割引・ポイントカードへのポイント加算・無料サービスなどの優待をする店舗など

申し込み

子育て支援課（本庁舎二階）・商工振興課（本庁舎五階）で配布する「パパ・ママ応援ショップ協賛申込書」（市ホームページからもダウンロードできます）に所定の事項を記入し、5月15日（火）、午後5時までに商工振興課に提出（フアクス・Eメール可）

*この期間に申し込みした店

舗などは、六月に県内の子育て家庭に配布を予定している「協賛店舗等一覧」に掲載します。

問い合わせ：事業について

子育て支援課子育て支援担当・TEL内線2581 ▼協賛店舗などについて 商工振興課商業支援担当・TEL内線2722・FAX226141
02・Eメール ①stokoshino@city.kawagoe.saitama.jp

高等技能訓練促進費を支給します

看護師（准看護師を除く）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしているが、経済的に困難な母子家庭の母に、訓練促進費を支給しています。申請には、事前相談が必要です。

詳しくはお尋ねください。
対象（すべてに該当する方）

- ①市内在住の母子家庭の母
- ②現在仕事をしている
- ③児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
- ④二年以上の課程を持った前

記資格取得のための養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる

支給額：月額十万三千元

支給期間：全課程のうち、最後の三分の一に相当する期間に対し、十二か月を限度として支給

問い合わせ：子育て支援課家庭児童相談担当・TEL内線2585

特別障害給付金制度について

国民年金制度が発展する過程で、国民年金に任意加入していなかったために障害基礎年金を受給していない、障害のある方を対象とした制度です。該当する方は、請求手続きをしてください。

なお、障害の認定は過去の状況などを確認する必要があります。障害など、たいへん時間がかかる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

対象

次の①か②の期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金一級・二級相当の障害のある方（国民年金法障害等級表

の一級・二級に該当する状態であるかを認定します。そのため、障害者手帳などの等級と異なる場合があります）

①平成三年三月三十一日以前に学生で、国民年金に任意加入していなかった期間

②昭和六十一年三月三十一日以前に被用者（厚生年金・共済年金などの加入者）の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間

給付金

支給額は、物価の変動に合わせて毎年度変わります。所得額や年齢年金などの受給による支給制限があります。給付金は、請求のあった月の翌月分から支給します。

平成19年度支給額：一級11月額五万円 ▼二級11月額四万円

特別障害給付金の相談は、随時受け付けています。障害の原因となった傷病の初診年月日を確認のうえ、年金手帳を持参して、市民課（本庁舎一階）にお尋ねください。

*出張所・連絡所では、受け付けていません。

問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL内線2465

児童手当制度が改正

四月から児童手当制度が改正され、三歳未満の児童に対する児童手当の月額が一律一万円になりました。六月支給分（二月～五月分）の、四月以降分から変更します。対象は、三歳の誕生日の属する月分までです。

三歳到達

月の翌月以降の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額は、現行のとおりです。なお、今回の改正に伴う申請手続きは不要です。

詳しくは

市ホームページをご覧ください。問い合わせ：子育て支援課子育て支援担当・TEL内線2581

例) 4月に3歳になる第1子と3歳未満の第2子・第3子がいる場合

	2月	3月	4月	5月	6月支給分
第1子への支給額	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	25,000円
第2子への支給額	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	30,000円
第3子への支給額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	40,000円

親子で出かけてみませんか！

小さなお子さんを持つお父さん・お母さんのために、市内には5か所の「つどいの広場」と7か所の「支援センター・支援室」があります。経験豊かな保育士が、頑張りすぎない子育てのお手伝いをしています。子育ての不安も、解決の糸口が見つかるはずです。子育てをもっと楽しむために、親子で出かけてみませんか。

問い合わせ…保育課管理担当・TEL内線2592



川越福祉センター4階の「つどいの広場」

つどいの広場

場所	曜日	時間	対象	予約	問い合わせ
川越福祉センター4階 (新宿町1丁目)	月～金	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分	3歳未満の子と親	不要	保育課管理担当 TEL内線2592
南古谷第二保育園 (牛子)	水	午前9時30分～11時30分	3歳未満の子と親	不要	同保育園 TEL243-2767
高階保育園 (藤原町)	金	午前9時30分～11時30分	3歳未満の子と親	不要	同保育園 TEL242-0266
神明町保育園 (神明町)	火	午前9時30分～11時30分	3歳未満の子と親	不要	同保育園 TEL222-2776
笠幡菜の花保育園 (笠幡)	月～金	午前8時～午後1時	3歳未満の子と親	必要	同保育園 TEL233-1058

支援センター・支援室

場所	曜日	時間	対象	予約	問い合わせ
名細支援室 (鯨井)	月～金 火・木・金	午前9時30分～正午 午後1時～4時30分	4歳未満の子と親	必要	同支援室 TEL233-7551
今成支援室 (今成2丁目)	月～金	午前9時15分～正午 午後2時45分～4時30分	4歳未満の子と親	必要	同支援室 TEL222-8622
下田保育園支援センター (的場北2丁目)	金	午前10時～11時	4歳未満の子と親	不要	同保育園 TEL231-0750
バンビ保育園支援センター (吉田)	火 第3水	午前10時～正午	未就学児と親	必要	同保育園 TEL232-9155
風の子保育園支援センター (松郷)	月～金	午前9時30分～午後4時	4歳未満の子と親	必要	同保育園 TEL225-1928
増美保育園支援センター (岸町3丁目)	月～金	午前9時30分～午後2時30分	4歳未満の子と親	不要	同保育園 TEL245-2740
むさしの保育園支援センター (的場)	月～金	午前9時30分～午後4時	未就学児と親	必要	同保育園 TEL233-4193

自立支援教育訓練給付金を支給します

母子家庭の母が経済的自立を目指すために、教育訓練給

付の対象講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を支給します。申請には、受講を開始する前の事前相談が必要です。申し込み方法など、

① 対象(すべてに該当する方) 詳しくはお尋ねください。児童扶養手当の支給を受けている方、または同様の所得水準にある方

② 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格のない方
対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練

常用雇用転換奨励金を支給します

非常勤雇用労働者として雇用した母子家庭の母にOJT(事業所内職業訓練)を実施したあと、一般常用雇用労働者になると、事業主に対して常用雇用転換奨励金を支給します。

事前に申し込みが必要ですが、詳しくはお尋ねください。**対象の事業主(すべてに該当する方)**

- ① 雇用保険の適用である
 - ② 対象労働者を職業紹介機関の紹介を受けて雇い入れた
 - ③ 常用雇用転換後、引き続き六か月以上雇用した
- 支給額：対象労働者一人あたり三十万円

問い合わせ：子育て支援課家庭児童相談担当・TEL内線2585

講座
支給額：受講料の四割(上限二十万、下限八千円)
問い合わせ：子育て支援課家庭児童相談担当・TEL内線2585